

発議案第 8 号

高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 25 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう求める意見書

高額療養費制度は、大きな手術などで医療費が高額となった場合に所得に応じた自己負担限度額を定める制度で、公的医療保険制度のセーフティーネットと言われている。

この高額療養費制度の見直しとして、政府は1か月当たりの自己負担限度額を段階的に引き上げる方針であったが、患者団体などからの要望を踏まえ、本年8月の引上げを一旦見送り、今後の制度の在り方について、今秋までに再検討する方針となった。

全国がん患者団体連合会が実施したアンケートでは、「自己負担限度額が引き上げられると治療ができなくなる」、「20代のがん患者で、これからまだまだ家族と共に生活していかなければならない。医療を必要としている人のために、どうかこれ以上負担を強いないで」など、多くのがん患者が切実な実情と共に引上げ反対を訴えている。

現役世代の中には、仕事や日常生活を続けながら、切迫した状況で毎月の医療費を支払い続けている患者とその家族が存在している。特に、長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族にとっては、自己負担限度額が引き上げられることで生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない可能性がある危惧される。

よって、本市議会は国に対し、高額療養費制度の自己負担限度額を据え置くよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月4日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様